

伊勢市公報

第474号
令和7年8月5日
火曜日

目次

	頁
条 例	
○ 伊勢市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	2
規 則	
○ 伊勢市公印規則の一部を改正する規則	23
○ 伊勢市育児・家事支援事業運営業務受託者選定委員会規則	25
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	28
○ 市長の同意を得て任免する伊勢市水道事業及び下水道事業の主要な職員を定める規則及び市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則の一部を改正する規則	30
教育委員会訓令	
○ 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令	32
○ 児童及び生徒派遣費交付規程を廃止する訓令	34
病院事業管理規程	
○ 市立伊勢総合病院事務分掌規程等の一部を改正する規程	36
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	43
○ 市道の路線の認定について	45
○ 道路の区域の決定について	46
○ 道路の供用開始について	47
○ 指定地域密着型サービス事業者の廃止について	48
○ 指定地域密着型サービス事業者の廃止について	49
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	50
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	52
選挙管理委員会告示	
○ 参議院議員通常選挙関係 ・ 投票管理者及び同職務代理者の変更について	53
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	54

伊勢市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布
する。

令和 7 年 7 月 17 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第36号

伊勢市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員等の旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「在勤庁」の次に「(任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)」を加え、同条第2号中「職員」の次に「(市の要請に基づいて国、他の地方公共団体その他これらに準ずる法人を退職し、引き続いて採用された職員その他の規則で定める職員に限る。)」を加え、「旅行する」を「旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行する」に改め、同条第3号中「死亡した」を「退職し、又は死亡した」に、「その遺族」を「その職員又はその遺族」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同条第4号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしないが事実上」を「婚姻の届出をしていないが、事実上」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）

第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第1項中「出張した」を「出張し、又は赴任した」に改め、同条第2項を削り、同条第3項第1号及び第2号中「出張中」を「出張又は赴任のための旅行中」に改め、同項第3号中「前項の規定による」を「赴任に係る」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「出張した」を「旅行した」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第1項から第3項まで」を「第1項、第2項」に改め、「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」及び「その出発前に」を削り、「出張命令等を取り消され」を「旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け」に、「死亡した場合において」を「死亡した場合その他規則で定める場合には」に、「金額があるときは、当該金額」を「金額」に、「損失となった金額」を「損失となる金額又は支出を要する金額」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第1項から第3項まで及び第5項」を「第1項、第2項及び第4項」に改め、「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」及び「交通機関の事故又は」を削り、「市長が」を「規則で」に改め、同項を同条第6項とし、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条の見出しを「(旅行命令等)」に改め、同条第1項中「出張は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は出張依頼を行う者（以下「出張命令権者」という。）」を「旅行は、旅行命令権者」に、「出張命令又

は出張依頼（以下「出張命令等」を「旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」に改め、同条第2項中「出張命令権者」を「旅行命令権者」に、「できない場合」を「できない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に改め、同条第3項中「出張命令権者」を「旅行命令権者」に、「出張命令等について変更（取消しを含む。以下同じ。）」を「旅行命令等の変更」に、「認める場合」を「認める場合で、前項の規定に該当する場合」に、「当該出張者」を「当該旅行者」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をする時間的余裕がない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第4条第6項を削る。

第5条の見出しを「(旅行命令等に従わない旅行)」に改め、同条第1項中「出張者」を「旅行者」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に、「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に、「出張すること」を「旅行すること」に、「出張命令権者」を「旅行命令権者」に改め、同条第2項中「出張者」を「旅行者」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に、「出張した」を「旅行した」に改め、「速やかに」の次に「旅行命令権者に」を加え、同条第3項中「出張者が」を「旅行

者が」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に、「申請した」を「申請をした」に、「出張した」を「旅行した」に、「当該出張者」を「当該旅行者」に、「出張に」を「旅行に」に改める。

第6条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、移転料及び扶養親族移転料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第2項から第9項までを削る。

第7条中「旅費は」の次に「、前条に定める旅費の種目及び第9条から第18条までに定める旅費の内容に基づき」を加え、「場合の旅費により」を「場合によって」に改め、同条ただし書中「方法によって」を「方法により」に改める。

第8条第1項前段中「受けようとする者」を「受けようとする旅行者」に、「受けた者」を「受けた旅行者」に、「精算をしようとする者」を「精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」に改め、「請求書」の次に「(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「しなければ」を「これを当該旅費又は当該金額の支払をする者に提出しなければ」に改め、同項後段中「添付書類」を「書類」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その旅費」を「その旅費又は旅費に相当する金額」に、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第2項中「受けた者」を「受けた旅行者」に、「概算により受けた旅費に見合う経路によらず旅行を終えた結果旅費に過不足があった場合には、所定の期間内に当該過不足金を」を「当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前

項の規定による旅費の」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

第８条の２を削る。

第９条及び第１０条を次のように改める。

（鉄道賃）

第９条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第１条第１項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第１項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（１） 運賃

（２） 急行料金

（３） 寝台料金

（４） 座席指定料金

（５） 前各号に掲げる費用に付随する費用

２ 前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第１項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第４号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつ

て、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

第10条の2及び第10条の3を削る。

第11条及び第12条を次のように改める。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、公務のため自家用車（旅行命令権者が公用車としての使用を認めたものに限る。）を使用して旅行をした場合のその他の交通費の額は、1キロメートルにつき37円とする。

3 前項の規定による場合には、全路程を通算して計算し、その路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第12条の2及び第12条の3を削る。

第16条を第29条とし、第15条を第26条とし、同条の次に次の2条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第27条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の返納）

第28条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

第14条第1項後段を削り、同条第2項中「宿泊料」を「宿泊費及び包括宿泊費」に改め、同条第3項中「公用車等を利用して旅行した場合、市費以外の経費」を「市以外の者」に、「受けて旅行した」を「受ける」に、「当該旅行における」を「旅行における」に、「、又は当該旅行」を「又は旅行」に、「こととなるとき」を「こととなる場合」に改め、同条第5項中「、又は」を「又は」に改め、同条を第25条とする。

第13条の4第1項中「第3条第3項第2号」を「第3条第2項第2号」に、「職員の死亡地から旧在勤庁までの往復に要する前職務相当の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
- (2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行する

ものとして計算した旅費

第13条の4第2項を次のように改める。

- 2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）とする。

第13条の4を第23条とし、同条の次に次の1条を加える。

（職員以外の者の旅費）

第24条 第3条第4項の規定により職員以外の者に対して支給する旅費は、法令又は他の条例に定めがある場合を除くほか、職員の出張の例により計算した旅費とする。ただし、旅行命令権者は、その者に依頼した用務の内容その他当該旅行における特別の事情又は当該旅行の性質を考慮して特に必要と認めるときは、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

第13条の3中「第3条第3項第1号」を「第3条第2項第1号」に、「退職等となった日にいた地から旧在勤庁までの前職務相当の」を「退職等となった日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤庁に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤庁に旅行するものとして計算した旅費

第13条の3に次の2項を加える。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するとき

は、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

- 3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第13条の3を第22条とする。

第13条の2中「第9条から第12条の3まで」を「第9条から第18条まで」に、「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当」に、「額は、別表第2に定めるもののほか」を「内容及び額は」に改め、同条を第21条とする。

第13条中「及び度会郡玉城町」を削り、「出張する」を「旅行する」に、「第6条第1項」を「第6条」に、「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条を第20条とする。

第12条の次に次の7条を加える。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。

- 2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる

額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合であつて、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれるときの宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項で定める定額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は、支給しない。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限

る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（近距離の転居に係る転居費等の制限）

第19条 同一都道府県内における在勤庁の変更に伴う旅行については、転居費、着後滞在費及び家族移転費は、支給しない。

別表第1を次のように改める。

別表（第13条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）
北海道	13,000 円
青森県	11,000 円
岩手県	9,000 円
宮城県	10,000 円
秋田県	11,000 円
山形県	10,000 円
福島県	8,000 円
茨城県	11,000 円
栃木県	10,000 円

群馬県	10,000 円
埼玉県	19,000 円
千葉県	17,000 円
東京都	19,000 円
神奈川県	16,000 円
新潟県	16,000 円
富山県	11,000 円
石川県	9,000 円
福井県	10,000 円
山梨県	12,000 円
長野県	11,000 円
岐阜県	13,000 円
静岡県	9,000 円
愛知県	11,000 円
三重県	9,000 円
滋賀県	11,000 円
京都府	19,000 円
大阪府	13,000 円
兵庫県	12,000 円
奈良県	11,000 円
和歌山県	11,000 円
鳥取県	8,000 円
島根県	9,000 円
岡山県	10,000 円
広島県	13,000 円

山口県	8,000 円
徳島県	10,000 円
香川県	15,000 円
愛媛県	10,000 円
高知県	11,000 円
福岡県	18,000 円
佐賀県	11,000 円
長崎県	11,000 円
熊本県	14,000 円
大分県	11,000 円
宮崎県	12,000 円
鹿児島県	12,000 円
沖縄県	11,000 円

別表第 2 を削る。

（伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 2 条 伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年伊勢市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当及び宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に、「その額」を「その内容、額」に改める。

第 8 条第 2 項中「種類」を「種目、内容」に改める。

（伊勢市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

第 3 条 伊勢市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年伊勢市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 5 号及び第 6 号を次のように改める。

(5) その他の交通費

(6) 宿泊費

第3条第1項に次の1号を加える。

(7) 包括宿泊費

第3条第3項中「第6号まで」を「第7号まで」に改める。

第4条の見出し中「額」を「内容、額」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「額」を「内容及び額」に改め、同項第2号中「により算定した額」を「による。」に改める。

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当」に、「額は、別表第2に定めるもののほか」を「その内容及び額は」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表（第2条関係）

宿泊費	区分	宿泊費基準額（1夜につき）
	北海道	18,000 円
	青森県	15,000 円
	岩手県	13,000 円
	宮城県	14,000 円
	秋田県	15,000 円
	山形県	14,000 円

福島県	11,000 円
茨城県	15,000 円
栃木県	14,000 円
群馬県	14,000 円
埼玉県	27,000 円
千葉県	24,000 円
東京都	27,000 円
神奈川県	22,000 円
新潟県	22,000 円
富山県	15,000 円
石川県	13,000 円
福井県	14,000 円
山梨県	17,000 円
長野県	15,000 円
岐阜県	18,000 円
静岡県	13,000 円
愛知県	15,000 円
三重県	13,000 円
滋賀県	15,000 円
京都府	27,000 円
大阪府	18,000 円
兵庫県	17,000 円
奈良県	15,000 円
和歌山県	15,000 円
鳥取県	11,000 円

	島根県	13,000 円
	岡山県	14,000 円
	広島県	18,000 円
	山口県	11,000 円
	徳島県	14,000 円
	香川県	21,000 円
	愛媛県	14,000 円
	高知県	15,000 円
	福岡県	25,000 円
	佐賀県	15,000 円
	長崎県	15,000 円
	熊本県	20,000 円
	大分県	15,000 円
	宮崎県	17,000 円
	鹿児島県	17,000 円
	沖縄県	15,000 円
船賃	1 運賃の等級を 4 階級又は 3 階級に区分する船舶により移動する場合は、2 等級の運賃 2 運賃の等級を 2 階級に区分する船舶により移動する場合は、1 等級の運賃 3 運賃の等級を設けない船舶により移動する場合は、その実費	

別表第 2 を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年9月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行に係る第1条の規定による改正後の伊勢市職員等の旅費に関する条例（以下「新旅費条例」という。）の規定による旅行命令又は旅行依頼及び旅費の支給並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新旅費条例の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

第3条 新旅費条例、第2条の規定による改正後の伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例、第3条の規定による改正後の伊勢市証人等の実費弁償に関する条例及び第4条の規定による改正後の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

2 新旅費条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合は、なお従前の例による。

3 新旅費条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、第1条の規定による改正前の伊勢市職員等の旅費に関する条例第3条第1項から第3項まで及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

(委任)

第4条 前2条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年伊勢市条例第35号）の一部を次のように改める。

第5条第2項中「種類」を「種目、内容」に改める。

(伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊勢市条例第36号）の一部を次のように改める。

第4条第3項中「種類」を「種目、内容」に改める。

(伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部改正)

第7条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（平成17年伊勢市条例第41号）の一部を次のように改める。

第4条第2項中「種類」を「種目、内容」に改める。

(伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第8条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年伊勢市条例第17号）の一部を次のように改める。

第19条第2項中「種類」を「種目、内容」に改める。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成17年伊勢市条例第123号）の一部を次のように改める。

第5条第2項中「種類」を「種目、内容」に改める。

(伊勢市消防団条例の一部改正)

第10条 伊勢市消防団条例（平成17年伊勢市条例第208号）の一部を次のように改める。

第12条第2項中「種類」を「種目、内容」に改め、「（第6条第6項ただし書の規定を除く。）」を削る。

伊勢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 17 日

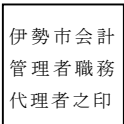
伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第38号

伊勢市公印規則の一部を改正する規則

伊勢市公印規則（平成17年伊勢市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表会計管理者印の項の次に次のように加える。

会計管 理者職 務代理 者印		隸書	方 21	会計管理者職 務代理者名の 文書	会 計 課 長	1
		楷書	丸 25	現金の出納	会 計 課 長	1

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市育児・家事支援事業運営業務受託者選定委員会規則をここに公布
する。

令和 7 年 7 月 29 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第 39 号

伊勢市育児・家事支援事業運営業務受託者選定委員会規則

(設置)

第 1 条 伊勢市附属機関条例（平成 29 年伊勢市条例第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により、伊勢市育児・家事支援事業運営業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市育児・家事支援事業運営業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 選定委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 3 条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 選定委員会の庶務は、健康福祉部福祉総合支援センターにおいて処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 40 号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則（平成 18 年伊勢市規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「17 万 7,950 円」を「18 万 6,050 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「8 万 8,980 円」を「9 万 2,980 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和 7 年 8 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

市長の同意を得て任免する伊勢市水道事業及び下水道事業の主要な職員
を定める規則及び市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に
関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 31 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第 41 号

市長の同意を得て任免する伊勢市水道事業及び下水道事業の主要な職員を定める規則及び市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則の一部を改正する規則

(市長の同意を得て任免する伊勢市水道事業及び下水道事業の主要な職員を定める規則の一部改正)

第 1 条 市長の同意を得て任免する伊勢市水道事業及び下水道事業の主要な職員を定める規則（平成 17 年伊勢市規則第 146 号）の一部を次のように改正する。

本則中「及び主任」を「、主任及び主事」に改める。

(市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則の一部改正)

第 2 条 市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 103 号）の一部を次のように改正する。

本則中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 総合診療教育研究センター長

附 則

この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公布する

。

令和 7 年 7 月 23 日

伊勢市教育委員会

教育長 小林 貴法

伊勢市教育委員会訓令第 2 号

伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

伊勢市教育委員会事務決裁規程（平成 17 年伊勢市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表部長共通専決事項の項第 2 号及び第 5 条の表課長等共通専決事項の項第 2 号中「出張命令」を「旅行命令」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

児童及び生徒派遣費交付規程を廃止する訓令をここに公布する。

令和 7 年 7 月 23 日

伊勢市教育委員会

教育長 小林 貴法

伊勢市教育委員会訓令第 3 号

児童及び生徒派遣費交付規程を廃止する訓令

児童及び生徒派遣費交付規程（平成 17 年伊勢市教育委員会訓令第 4 号）
は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

市立伊勢総合病院事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年7月31日

伊勢市病院事業管理者 中 村 昌 弘

伊勢市病院事業管理規程第6号

市立伊勢総合病院事務分掌規程等の一部を改正する規程

(市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部改正)

第1条 市立伊勢総合病院事務分掌規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 総合診療教育研究センター

第6条の2の次に次の1条を加える。

(総合診療教育研究センターの事務分掌)

第6条の3 総合診療教育研究センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 総合診療医（総合的な診療能力を有する医師をいう。次号において同じ。）の養成に関する教育研究に関すること。
- (2) 総合診療医の確保に関すること。
- (3) 総合診療教育研究センターの医療用器具、器械及び装置の整備及び保管に関すること。

第9条の見出しを「(部長、救急センター長及び健診センター長)」に改め、同条第1項中「救急センター及び健診センター（以下これらを「センター」という。）にセンター長」を「救急センターに救急センター長を、健診センターに健診センター長」に改め、同条第2項中「部長及びセンター長」を「部長、救急センター長及び健診センター長」に、「部又はセンター」を「部、救急センター又は健診センター」に改める。

第10条第1項中「センター」を「健診センター」に改め、同条第2項中「センター長」を「健診センター長」に、「センター又は」を「健診

センター又は」に改める。

第11条第1項中「センター」を「健診センター」に改める。

第19条の次に次の1条を加える。

（総合診療教育研究センター長）

第19条の2 総合診療教育研究センターに、総合診療教育研究センター長を置く。

2 総合診療教育研究センター長は、上司の命を受けて総合診療教育研究センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第24条の見出し並びに同条第2項及び第4項中「センター副長」を「健診センター副長」に改める。

第26条第1項中「、センター長」を「、健診センター長」に改める。

（市立伊勢総合病院事務決裁規程の一部改正）

第2条 市立伊勢総合病院事務決裁規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表1の表事項の項中「又はセンター長（事務分掌規程第9条第1項に規定するセンター長をいう。以下同じ。）」を「、救急センター長又は健診センター長」に改める。

別表2の表事項の項中「又はセンター長」を「、救急センター長又は健診センター長」に改め、同表1の項中

「院長、副 院長、部 長、セン ター長、 次長及び 参事		を	「院長、副 院長、部 長、救急 センター 長、健診 センター 長、次長 及び参事	総合診療 教育研究 センター 長	に、
---	--	---	---	---------------------------	----

「センター（事務分掌規程第2条第1項第2号及び第5号に規定するセンターをいう。以下同じ。）に所属する職員（右記職員を除く。）」を「救急センターに所属する職員」に改め、同表2の項から4の項までの規定中

「院長、副 院長、部 長、セン ター長、 次長及び 参事		を	「院長、副 院長、部 長、救急 センター 長、健診 センター 長、次長 及び参事	総合診療 教育研究 センター 長	に、
---	--	---	---	---------------------------	----

「センターに所属する職員（右記職員を除く。）」を「救急センターに所

属する職員」に改め、同表５の項中

院長、副 院長、部 長、セン ター長、 次長及び 参事		院長、副 院長、部 長、救急 センター 長、健診 センター 長、次長 及び参事	総合診療 教育研究 センター 長
院長、副 院長、部 長、セン ター長、 次長、参 事、薬局 長、室 長、看護 副部長、 課長及び 副参事		院長、副 院長、部 長、救急 センター 長、健診 センター 長、次 長、参 事、薬局 長、室 長、看護 副部長、 課長及び 副参事	総合診療 教育研究 センター 長

「センターに所属する職員（右記職員を除く。）」を「救急センターに所属する職員」に改める。

(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第3条 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第4 病院企業医療職給料表の部2級の項基準となる職務の欄を次のように改める。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 市立伊勢総合病院事務分掌規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第2号。以下「事務分掌規程」という。）第19条の2に規定する総合診療教育研究センター長の職務2 事務分掌規程第24条に規定する科部長（以下「科部長」という。）の職務3 事務分掌規程第24条に規定する科副部長（以下「科副部長」という。）の職務4 事務分掌規程第24条に規定する健診センター副長（以下「健診センター副長」という。）の職務5 医長の職務 |
|--|

別表第4 病院企業医療職給料表の部3級の項基準となる職務の欄中「センター副長」を「健診センター副長」に改め、同部4級の項基準となる職務の欄中「又はセンター長」を「、救急センター長又は健診センター長」に改める。

別表第8 医師診療手当の部4の項中「科部長」を「総合診療教育研究センター長、科部長」に、「センター副長」を「健診センター副長」に改める。

(伊勢市病院事業会計規程の一部改正)

第4条 伊勢市病院事業会計規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「看護部」の次に「、総合診療教育研究センター」を加える。

附 則

この規程は、令和7年8月1日から施行する。

伊勢市告示第 145 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
下小俣自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 7 年 7 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 主たる事務所

変更前

三重県度会郡小俣町元町 1282 番地 1

小俣町立下小俣公民館内

変更後

本会の事務所は、三重県伊勢市小俣町元町 1282 番地 1、下小俣公民
館内に置く。

2 規約に定める解散の事由

変更前

- 一 破産
- 二 認可の取り消し
- 三 総会の決議
- 四 構成員の欠乏

変更後

- (1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。
- (2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の 4 分の 3 以上の

同意を得なければならない。

伊勢市告示第 146 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 7 年 7 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
宇治館楠部令 7－1 号線	宇治館町字岩井田沖 578 番地先		
	楠部町字乃木乙 36 番 1 地先		
藤里令 7－2 号線	藤里町字衛門次田 492 番 3 地先		
	藤里町字衛門次田 490 番 28 地先		
藤里令 7－3 号線	藤里町字衛門次田 490 番 18 地先		
	藤里町字衛門次田 490 番 22 地先		
中村令 7－4 号線	中村町字桶子 325 番 302 地先		
	中村町字桶子 325 番 540 地先		
小俣明野令 7－5 号線	小俣町明野 307 番 1 地先		
	小俣町明野 307 番 5 地先		

伊勢市告示第 147 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 7 年 7 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	宇治館楠部令 7－1 号線	8.4～27.6	1,204.7
市 道	藤里令 7－2 号線	6.1～10.7	90.9
市 道	藤里令 7－3 号線	6.0～13.5	16.4
市 道	中村令 7－4 号線	6.0～ 8.4	40.7
市 道	小俣明野令 7－5 号線	6.0～13.1	49.3

伊勢市告示第 148 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 7 年 7 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
宇治館楠部令 7 - 1 号線	宇治館町字岩井田沖 578 番地先 楠部町字乃木乙 36 番 1 地先	令和 7 年 7 月 22 日
藤里令 7 - 2 号線	藤里町字衛門次田 492 番 3 地先 藤里町字衛門次田 490 番 28 地先	令和 7 年 7 月 22 日
藤里令 7 - 3 号線	藤里町字衛門次田 490 番 18 地先 藤里町字衛門次田 490 番 22 地先	令和 7 年 7 月 22 日
中村令 7 - 4 号線	中村町字桶子 325 番 302 地先 中村町字桶子 325 番 540 地先	令和 7 年 7 月 22 日
小俣明野令 7 - 5 号線	小俣町明野 307 番 1 地先 小俣町明野 307 番 5 地先	令和 7 年 7 月 22 日

伊勢市告示第 149 号

指定地域密着型サービス事業者から介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 78 条の 5 第 2 項及び第 115 条の 15 第 2 項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号及び第 115 条の 20 第 2 号並びに介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 131 条の 14 及び第 140 条の 31 の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 7 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業者の名称

株式会社 ウェルフェア

2 廃止する事業所の名称及び所在地

名 称 グループホーム ふたみ

所在地 伊勢市二見町松下 1349 番地 64

3 廃止の届出の受理をした年月日

令和 7 年 6 月 30 日(事業所廃止年月日:令和 7 年 8 月 31 日)

4 サービスの種類

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

伊勢市告示第 150 号

指定地域密着型サービス事業者から介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 78 条の 5 第 2 項の規定により指定小規模多機能型居宅介護事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 7 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業者の名称

株式会社 ウェルフェア

2 廃止する事業所の名称及び所在地

名 称 小規模多機能ホーム ふたみ

所在地 伊勢市二見町松下 1349 番地 62

3 廃止の届出の受理をした年月日

令和 7 年 6 月 30 日 (事業所廃止年月日 : 令和 7 年 8 月 31 日)

4 サービスの種類

小規模多機能型居宅介護

伊勢市告示第 151 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成 25 年伊勢市条例第 19 号）第 11 条第 2 項、第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 7 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 7 年 6 月 27 日 午前 9 時	伊勢市岩淵 2 丁目地内	1 台
〃	〃	伊勢市吹上 1 丁目地内	1 台
〃	令和 7 年 6 月 27 日 午前 10 時 30 分	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	18 台
〃	令和 7 年 6 月 27 日 午後 1 時 30 分	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	16 台
〃	令和 7 年 7 月 4 日 午前 10 時 30 分	伊勢市岩淵 2 丁目地内	2 台
計			38 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内

又は伊勢市御薗町高向地内)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 152 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
土路区町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 7 年 7 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 角 屋 隆 生

省略

変更後 東 浦 敏 久

省略

伊勢市選挙管理委員会告示第 25 号

令和 7 年伊勢市選挙管理委員会告示第 22 号(投票管理者及び同職務代理者の選任に関する告示) の一部を下記のとおり訂正します。

令和 7 年 7 月 19 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

	住 所	氏 名
変更前	伊勢市	川本 浩司
変更後	志摩市	中川 雄介

	住 所	氏 名
変更前	伊勢市	井上 安里
変更後	伊勢市	中村 益教

伊勢市上下水道事業告示第 23 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 7 年 7 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。

令和 7 年 7 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和 7 年 8 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
岡本 2 丁目及び神久 4 丁目の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式